

石川県公報

令和5年7月5日(水曜日)

号 外

(第49号)

目 次

規 則	訓 令
○石川県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 1	○石川県税事務取扱規程の一部改正 (税務課) 8
○子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (少子化対策監室) 7	

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年七月五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十五号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「第四十八条第一項の規定によつて」を「第七百三十九条の五第一項の規定により」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

石川県税条例施行規則様式目次中

「第二十七号様式	個人県民税賦課報告書	第二十八条
第二十八号様式	個人県民税異動報告書	第二十八条」
「第二十七号様式(その一)	個人県民税賦課報告書(総括表)	第二十八条
第二十七号様式(その二)	個人県民税賦課報告書(内訳表)	第二十八条
第二十八号様式(その一)	個人県民税異動報告書(総括表)	第二十八条
第二十八号様式(その二)	個人県民税異動報告書(内訳表)	第二十八条」

第二十七号様式中「個人県民税賦課報告書」を「個人県民税賦課報告書(総括表)」に、「について次の」を「につ

いて、次の」に「**県民税**」を「**県民税等**」に、

個人県民税の納
税義務者数等

個人県民税等の
納税義務者数等

個人県民税の賦課額と個人市町村民税
の賦課額の合計額に対する個人県民税
の賦課額の割合 ((イ) / (ロ))

を

個人県民税等の賦課額と個人市町村民
税の賦課額の合計額に対する個人県民
税等の賦課額の割合 ((イ) / (ロ))

に改め、同様式欄等を

次のように改める。

- 備考 1 「個人県民税等」とは、個人県民税と森林環境税(国税)との合算額をいうものであること。
2 公的年金からの特別徴収に係るものについては、普通徴収分に準じて、①欄、③欄及び⑤欄に含めて記

載すること。

第11号様式と第11号様式(その1)より、同様式の次に次の1様式を加える。

第27号様式(その2)

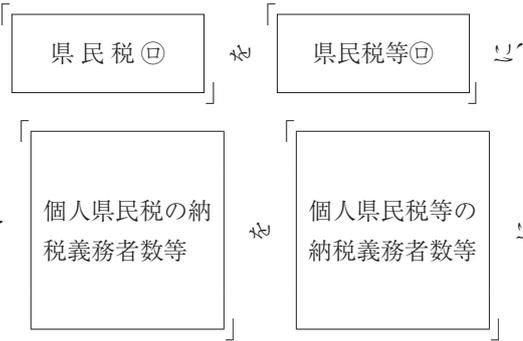
個人県民税賦課報告書(内訳表)					
石川県 事務所長 様		市町長			第 年 月 日
					号
年度課税分について、次のとおり報告します。					
区 分		森林環境税	県民税	県民税等	
個人県民税等の 納税義務者数等	納税義務者数				人
	納税通知書の枚数 ①				枚
	特別徴収に係る通知書 の枚数 ②				枚
	通知書の枚数の合計 (①+②)				枚
均等割の賦課額 の 総 額	普通徴収分 ③	円	円	円	
	特別徴収分 ④	円	円	円	
所得割の賦課額 の 総 額	普通徴収分 ⑤	円	円	円	
	特別徴収分 ⑥	円	円	円	
賦課額の合計(③+④+⑤+⑥) ⑦		円	円	円	
⑦ の 内 訳	本年度の収入となる額 ⑧	円	円	円	
	翌年度の収入となる額	円	円	円	
前年度の課税額のうち本年度の収入とな る額 ⑨		円	円	円	
本年度の収入となる額の合計 (⑧+⑨)		円 (イ)	円	円 (ロ)	
個人県民税等の賦課額に対する森林環境 税の賦課額の割合 ((イ) / (ロ))					

備考 1 「個人県民税等」とは、個人県民税と森林環境税(国税)との合算額をいうものであること。

2 公的年金からの特別徴収に係るものについては、普通徴収分に準じて、①欄、③欄及び⑤欄に含めて記載すること。

第11号様式「個人県民税異動報告書」を「個人県民税異動報告書(総括表)」と「年度課税分について下

記の」を「年度 分について、次の」



本年度の収入となる額の合計 (⑧+⑨)		円	円	円	円
異動の内訳	地方税法第45条の規定により減免したも	円	円	円	円
	上記以外の理由により追徴又は減額したも	円	円	円	円

本年度の収入となる額の合計 (⑧+⑨)		円	円	円	円
------------------------	--	---	---	---	---

同様式欄を次のように入力する。

- 備考 1 「個人県民税等」とは、個人県民税と森林環境税(国税)との合算額をいうものであること。
- 2 公的年金からの特別徴収に係るものについては、普通徴収分に準じて、①欄、③欄及び⑤欄に含めて記載すること。

第11号様式を第11号様式(その1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第28号様式 (その2)

個人県民税異動報告書 (内訳表)					
石川県 事務所長 様				第 号	
				年 月 日	
年度 分について、次のとおり報告します。				市町長	
(年 月末日現在)					
区 分		前回報告数 (月現在) ①	当月中増減 (△) 数		森林環境税累計 (④+⑥)
			森林環境税 ②	県民税	
個人県民税等の 納税義務者数等	納 税 義 務 者 数				
	納 税 通 知 書 の 枚 数 ①				
	特別徴収に係る通知書 の枚数 ②				
	通知書の枚数の合計 (①+②)				
均等割の賦課額 の 総 額	普 通 徴 収 分 ③	円	円	円	円
	特 別 徴 収 分 ④	円	円	円	円
所得割の賦課額 の 総 額	普 通 徴 収 分 ⑤	円	円	円	円
	特 別 徴 収 分 ⑥	円	円	円	円
賦課額の合計 (③+④+⑤+⑥) ⑦		円	円	円	円
⑦ の 内 訳	本年度の収入となる額 ⑧	円	円	円	円
	翌年度の収入となる額	円	円	円	円
前年度の課税額のうち本年度の収入とな る額 ⑨		円	円	円	円
本年度の収入となる額の合計 (⑧+⑨)		円	円	円	円

備考 1 「個人県民税等」とは、個人県民税と森林環境税（国税）との合算額をいうものであること。

2 公的年金からの特別徴収に係るものについては、普通徴収分に準じて③欄及び⑤欄に含めて記載すること。

第118号の11様式中「殿」を「様」に、「月分の状況について、下記の」を「月分について、次の」に改める。
第119号様式を次のように改める。

第29号様式

個人県民税払込通知書
 石川県 振込市町名 様
 事務所コード 税目コード 85 年度 年 月 日 (払込日) 年度 年 月 日
 振込市町名 様
 事務所コード 税目コード 85 年度 年 月 日 (払込日) 年度 年 月 日

年度	事務所コード	税目コード	85	年度	年	月	日	年度	年	月	日
現滞区分コード			1	市町コード				市町コード			
現年課税分				現年課税分				現年課税分			
滞納繰越分			2	滞納繰越分				滞納繰越分			

個人県民税等
 加算金
 延滞金
 過少申告
 不申告
 重
 計(振込金額)

前月中に徴収した個人県民税等及び市町村民税に係る徴収金の合計額
 (イ) 本税
 (ロ) 加算金
 (ハ) 延滞金

イのうち前月中に払い戻した過誤納金の額
 (イ) 本税
 (ロ) 加算金
 (ハ) 延滞金

県民税等の按分率

備考「個人県民税等」とは、個人県民税と森林環境税(国税)との合算額です。
 (注) この通知書は、市町を管轄する県総合(県税)事務所に直接送付願います。

個人県民税領収証書
 石川県 振込市町名 様
 事務所コード 税目コード 85 年度 年 月 日 年度 年 月 日

年度	事務所コード	税目コード	85	年度	年	月	日	年度	年	月	日
現滞区分コード			1	市町コード				市町コード			
現年課税分				現年課税分				現年課税分			
滞納繰越分			2	滞納繰越分				滞納繰越分			

個人県民税等
 加算金
 延滞金
 過少申告
 不申告
 重
 計(振込金額)

上記の金額を領収しました。

(収納取扱金融機関名)

額 取 日 付 印

個人県民税払込書
 石川県 振込市町名 様
 事務所コード 税目コード 85 年度 年 月 日 年度 年 月 日

年度	事務所コード	税目コード	85	年度	年	月	日	年度	年	月	日
現滞区分コード			1	市町コード				市町コード			
現年課税分				現年課税分				現年課税分			
滞納繰越分			2	滞納繰越分				滞納繰越分			

個人県民税等
 加算金
 延滞金
 過少申告
 不申告
 重
 計(振込金額)

上記の金額を払い込みます。

(収納取扱金融機関名)

額 取 日 付 印

個人県民税領収済通知書
 石川県 振込市町名 様
 事務所コード 税目コード 85 年度 年 月 日 年度 年 月 日

年度	事務所コード	税目コード	85	年度	年	月	日	年度	年	月	日
現滞区分コード			1	市町コード				市町コード			
現年課税分				現年課税分				現年課税分			
滞納繰越分			2	滞納繰越分				滞納繰越分			

個人県民税等
 加算金
 延滞金
 過少申告
 不申告
 重
 計(振込金額)

上記の金額を領収したから通知します。

(収納取扱金融機関名)

額 取 日 付 印

備考 個人県民税と森林環境税(国税)との合算額により払い戻し分を差し引いた上で、また、収入年度及び現年課税分・滞納繰越分ごとに払い込んでください。

石川県 第一片

石川県 第二片

石川県 第三片

石川県 第四片

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二十四条第三項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二十七号様式(その一)、第二十八号様式(その一)及び第三十号様式は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第二十九号様式及び第三十二号様式は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和五年七月五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十六号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(石川県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則(平成五年石川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「第百四十五条及び」及び「国立児童自立支援施設及び」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 こども家庭庁組織令(令和五年政令第百二十五号)第二十四条に規定する国立児童自立支援施設

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

一 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十九号)第六条第二項及び第十三条第三項

二 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十号)第四条第二項

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第二十五条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第五十八条第一項第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号ロからニまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第五十九条の二第一項第二号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(石川県立保育専門学園学則の一部改正)

第四条 石川県立保育専門学園学則(昭和四十二年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

石川県訓令第9号

総務部 税務課
県総合事務所
県税事務所

石川県税事務取扱規程(昭和32年石川県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

令和5年7月5日

石川県知事 馳 浩

第94条を第97条とし、第87条から第93条までを3条ずつ繰り下げ、第86条の次に次の3条を加える。

(森林環境税に係る歳入歳出外現金への繰入れ)

第八十七条 所長は、森林環境税の払込みがあつた場合には、当該森林環境税として払い込まれた額を、歳入歳出外現金へ繰り入れるものとする。

(森林環境税に係る国への払込み)

第八十八条 所長は、前条の規定により歳入歳出外現金に繰り入れた森林環境税として払い込まれた額を、当該払込みのあつた月の翌月の末日までに国に払い込むものとする。

(森林環境税に係る事務取扱)

第八十九条 前二条に定めるもののほか、森林環境税の事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第80号様式を次のように改める。

第82号様式中「個人県民税徴収取扱費一覧表」を「年度個人県民税徴収取扱費一覧表（総括表）」に、

納税義務者数に条例第49条第1項第1号に規定する額を乗じて得た金額（注）	市町が徴収した個人県民税に係る徴収金を法第17条又は第17条の2の規定によつて市町が歳出還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額
--------------------------------------	---

を

納税義務者数に条例第49条第1項第1号に規定する額を乗じて得た金額	市町が徴収した個人県民税等に係る徴収金を法第17条又は第17条の2の規定により市町が歳出還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額（法第17条の2の2の規定により納付又は納入の委託を受けたものとみなされる額を含む。）
-----------------------------------	--

に、

市町が交付した個人県民税の納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額	法第37条の4の規定により控除されるべき額で、法第314条の9第2項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額
------------------------------------	--

を

市町が交付した個人県民税等の納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額	法第37条の4の規定により控除されるべき額で、法第314条の9第2項の規定により市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額
-------------------------------------	---

に、

取扱費の合計 (エ+ケ) +コ+ サ+シ +ス

を

取扱費の合計 (エ+ケ) +コ+ サ+シ +ス セ
--

に改め、同様式備考1から備考5までの規定中「記入する」を「記載する」に改め、

〔(注) 条例第49条第1項第1号に規定する額は、3,000円（平成19年度分及び平成20年度分にあつては4,000円、平成21年度分及び平成22年度分にあつては3,300円）とすること。〕を削り、同様式を第82号様式（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第80号様式(その1)は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第81号様式及び第82号様式(その1)は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 この訓令による改正前の石川県税事務取扱規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。